

千葉市介護職員研修受講者支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉市介護職員研修受講者支援事業（以下「本事業」という。）に関し必要な事項を定め、初任者研修又は実務者研修を修了した者に対し、予算の範囲内において、受講費用を助成することにより、益々需要が高まる介護サービス基盤を担う人材の確保・定着を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 初任者研修 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程の研修をいう。
- (2) 実務者研修 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する知識及び技能の習得に必要な研修（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第21条第1項第3号に規定する知識及び技能の習得を含む。）をいう。
- (3) 介護施設等 別表に掲げる介護保険サービス事業所等のうち、市内に所在するものをいう。
- (4) 介護員養成研修事業者 介護保険法施行令第3条第1項第1号ロに規定する介護員養成研修事業者をいう。
- (5) 介護福祉士実務者養成施設 社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設をいう。
- (6) 受講料等 初任者研修又は実務者研修（以下「研修」という。）に係る受講料及び教材費をいう。ただし、介護員養成研修事業者又は介護福祉士実務者養成施設（以下「研修事業者」という。）が研修の受講に当たり指定した教材に係る費用に限るほか、修了評価不合格者の追試等に係る追加費用は除く。

(助成金の交付)

第3条 本事業の助成は、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、助成金を交付して行うものとする。

(助成対象者)

第4条 本事業の助成対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市町村の課する市町村税に滞納がないこと。
- (2) 第6条第1項に規定する申請をした日（以下「申請日」という。）の1年前の日から申請日まで研修を修了していること。
- (3) 申請日において、同一の介護施設等に、常勤・非常勤、派遣を問わず、介護職として3か月以上継続して就労し、かつ、30日以上従事していること。
- (4) 申請日において、次条第1項に規定する助成対象の経費（以下「対象経費」という。）の支払いを完了していること。
- (5) 対象経費について、他の公的制度（千葉市ホームヘルパー2級資格取得支援事業による助成を含む。）から助成を受けていないこと。

(対象経費及び助成金額)

第5条 対象経費は、研修に係る受講料等とする。ただし、申請しようとする者（以下

「申請者」という。)又は申請者と同一生計に属する者(以下「申請者等」という。)が実際に負担した費用に限るほか、研修事業者、就労先である介護施設等及び介護施設等の運営法人等から当該経費について助成等を受け、又は受ける予定である場合は、当該助成等に係る額を助成対象から除く。

2 助成金額は、対象経費の全額とする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じて定める額を上限とし、当該助成金の交付は1人につき、各区分1回に限る。

(1) 初任者研修 100,000円

(2) 実務者研修 150,000円

(助成金交付申請)

第6条 申請者は、市長が別に定める期日までに千葉市介護職員研修受講者支援事業助成金交付申請書(兼請求書・兼個人情報の利用に係る同意書)(様式第1号)(以下「交付申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 市町村税に滞納がないことを証明する書類

(2) 研修事業者が申請者及び申請者等に対して発行した、対象経費の領収書

(3) 研修事業者が発行する修了証明書の写し

(4) 就労先等が発行する、千葉市介護職員研修受講者支援事業就労証明書(様式第2号)

(5) 研修事業者、就労先である介護施設等及び介護施設等の運営法人等から当該経費について助成等を受け、又は受ける予定である場合は、当該助成等に係る額が確認できる書類

2 前項の規定に関わらず、申請日が属する年の1月1日(申請日が1月1日から3月31日の場合は、前年の1月1日)において、千葉市に住所を有する申請者は、市が保有する個人情報の利用に同意することで、提出書類のうち市町村税に滞納がないことを証明する書類を省略することができるものとする。

(交付の決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めたときは、助成金の交付を決定するとともに、交付額の確定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により、助成金の交付を決定し、交付額を確定したときもしくは審査の結果、助成金を交付することが不適当と認めたときは、千葉市介護職員研修受講者支援事業助成金交付(不交付)決定兼交付額確定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 規則第16条の規定による交付請求は、第5条に規定する交付申請書の提出をもって代えるものとする。

(助成金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定により、助成金の交付決定を受けた助成対象者が、次の各号のいずれかに該当することにより交付決定を取り消す場合は、千葉市介護職員研修受講者支援事業助成金交付決定取消通知書(様式第4号)により、助成対象者に通知するものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により、助成金を交付する旨の決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めたとき。

- 2 市長は、規則第18条第1項の規定による助成対象者の交付決定を取り消した場合において、助成金の返還を命じるときは、千葉市研修受講者支援事業助成金返還命令書(様式第5号)により、助成対象者に通知するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

- 2 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59条第1項の規定に基づき新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を利用している者が、本則第4条(同条第1号中「市町村の課する市町村税」とあるのは、「市町村の課する市町村税(地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59条第1項の規定に基づく徴収猶予の特例を利用している市町村税)を除く」と読み替えるものとする。)の規定に該当する場合は、本助成の対象とする。

- 3 前項に掲げる者が申請をする場合の提出書類については、本則第6条第1項各号及び第2項の規定を準用する。この場合において、同条第1項第2号の規定は、「徴収猶予の特例を利用している市町村税が本人に課税されていることを証する書類及び市町村税納付に係る誓約書兼同意書(様式第6号)」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

対象となる介護施設等は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条に規定する介護保険サービス事業所（※）
- (2) 法第8条の2で規定する介護予防サービス事業所（※）
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する障害福祉サービス事業所
- (4) 千葉県有料老人ホーム設置に係る事前協議等実施要綱に基づき、市長に設置届が提出されている有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定する登録を受け、かつ同法第23条の特例により老人福祉法第29条第1項の適用を受けない、千葉市内に設置されているサービス付き高齢者向け住宅
- (5) 千葉県介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱第4条ア（ア）に規定する訪問介護相当サービス又は同条イ（ア）に規定する通所介護相当サービスを行う事業所として同要綱第6条の規定に基づき市長より指定を受けた事業所

※ただし、法第8条及び法第8条の2のうち

「訪問看護（予防訪問看護）」、「訪問リハビリテーション（予防訪問リハビリテーション）」、「居宅療養管理指導（予防居宅療養管理指導）」、「福祉用具貸与（予防福祉用具貸与）」、「特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）」、「居宅介護支援（介護予防支援）」を除く。

